

学校いじめ防止基本方針

つるぎ町立貞光中学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織、指導体制

- (1) 組織の構成
毎月1回生徒指導委員会を開き、生徒の状況について全職員で共有する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
 - ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う。
 - ④緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教職員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教職員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教職員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめを生まないために
 - ①「いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であること」を、学校教育全体を通じて徹底して指導する。
 - ②教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、

生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ③全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めることで、よりよく生きていくための力となる学力を育む。
- ⑤運動や読書などでストレスを発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められるよう、活躍の機会や、他者の役に立っていると実感することのできる機会を提供し、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑧生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑨生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑩教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑪いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント(教員用)」や「いじめを見抜くポイント」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的を実施することに加え、「個別面談」や「生活記録(日記)」の記述等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「生徒指導・いじめ問題対策委員会」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の担当者との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについての訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ②生徒指導委員会において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ①いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
- ②いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③複数教職員による家庭訪問を行う。
- ④本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ②いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④複数教職員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ①新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ①いじめを認知した場合は、学校長が速やかにつるぎ町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ②事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ①恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ①少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ②いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちにつるぎ町教育委員会に報告するとともに、つるぎ町教育委員会と連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

年間目標

- ・教職員による連携や普段からの生徒の実態把握、定期的な生徒に対するアンケート方式等による早期発見を心がける。
- ・家庭との連携とともに啓発活動を心がける。

月	内 容	月	内 容	月	内 容
4月	学校基本方針の説明 生徒指導委員会 二者面談 全体研修(生徒理解)	9月	貞中祭(文化の部) 生徒指導委員会 アンケート調査・分析 全体研修(生徒理解)	1月	生徒指導委員会 学年研修(生徒理解)
5月	生徒指導委員会 貞中祭(体育の部) 修学旅行(2年) 校外学習(1・3年)	10月	生徒指導委員会 美馬地区音楽会	2月	生徒指導委員会 アンケート調査・分析
6月	生徒指導委員会 アンケート調査・分析	11月	生徒指導委員会 オープンスクール 人権講演会 思春期ふれあい体験学習 生徒会立会演説会・選挙	3月	1年間の取組点検評価・ 改善と次年度の計画 生徒指導委員会
7月	校内人権意見発表会 スマホ携帯安全教室 生徒総会 生徒指導委員会 アンケート分析 三者面談 校外補導	12月	アンケート調査・分析 生徒指導委員会 生徒総会 三者面談		
8月	生徒指導委員会				